

最低制限価格の算定方法の改定について

1.対象

原則として受注希望型競争入札に付する建設工事全てを対象とします。

2.最低制限価格設定の表示

最低制限価格を設定した入札案件は、その旨を入札公告に記載し、入札参加者へ周知いたします。

3.最低制限価格の算定方法

令和4年3月4日付け改正「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の基準を準用し、下記のとおり算定します。

	最低制限価格(税抜き)の算定方法
建設工事	①直接工事費の 97% ②共通仮設費の 90% ③現場管理費の 90% ④一般管理費の <u>68%</u> ※上記①～④の合計額 ※①～④の各段階で端数処理（1 円未満を切り捨て）を行い、①～④の合計額に対しては 1 万円未満を切り捨てる。

※上記算定式による額が、予定価格の 92%を超える場合は 92%の額とし、75%に満たない場合は 75%の額とする。

（1 万円に満たない端数があるときは、1 万円未満を切り捨てる。）

4.最低制限価格の公表

最低制限価格の金額については事後公表とします。

5.実施時期

令和4年4月以降に公告する案件から適用します。

○最低制限価格の算定例(建設工事)

・ 予定価格 8,000,000円

直接工事費	5,000,000円	×0.97	= 4,850,000円
共通仮設費	1,000,000円	×0.9	= 900,000円
現場管理費	1,000,000円	×0.9	= 900,000円
一般管理費	1,000,000円	×0.68	= 680,000円
合計			= 7,330,000円

各経費の積み上げは7,330,000円で予定価格の91.6%となり、 $75.0 \leq 91.6 \leq 92$ となるため、7,330,000円が最低制限価格となる。

パターン①

- ・ 入札業者 A, B, C, D, E 5社
- ・ 予定価格 8,000,000円
- ・ 最低制限価格 7,330,000円

業者	入札金額	順位	結果
A	7,700,000円	4	C社の入札額が最低の入札価格であり、予定価格以内で最低制限価格を上回るためC社が第1位の落札候補者となる。
B	7,800,000円	5	
C	7,400,000円	1	
D	7,500,000円	2	
E	7,600,000円	3	

パターン②

- ・ 入札業者 A, B, C, D, E 5社
- ・ 予定価格 8,000,000円
- ・ 最低制限価格 7,330,000円

業者	入札金額	順位	結果
A	7,700,000円	4	B社の入札金額が最低価格となるが、最低制限価格を下回るため失格となる。よって、C者が第1位の落札候補者となる。
B	7,300,000円	失格	
C	7,400,000円	1	
D	7,500,000円	2	
E	7,600,000円	3	